

確認書

令和 年 月 日

福岡地方検察庁
検察官 検事

殿

弁護人

罪 名

被告人

上記被告人に対する頭書被告事件に係る証拠開示として、被告人の取調べを録音・録画した電磁的記録媒体の謄写物の受領と同時に下記の条件が付されることを確認しましたので、本書を提出します。

記

- 謄写枚数は1枚とする。
- 謄写に係る電磁的記録媒体のデータを複写して更に複写媒体を作成し、又は、パソコンのハードディスク等に複写して記録するなどの一切の再複写はしない。
- 謄写に係る電磁的記録媒体を再生するに際しては、インターネット等により外部に接続したパソコン等を使用しない。
- 本被告事件についての弁護活動が終了した際には、謄写に係る電磁的記録媒体を物理的に破壊するなどデータ情報の外部漏出を防止するための適切な措置を講じる。